

「自書申告」で正しくお早めに！

所得税確定申告・住民税申告 受付

申告受付期間 2月18日(月)～3月15日(金)

所得税の確定申告と村民税申告の受付が2月18日から始まります。村では例年のとおり、下記の日程により村内各会場で申告相談を受付けますので、最寄りの会場で申告をしてください。特に、各会場での相談期間中は、税務課職員が申告相談に出掛けるため役場が手薄となり、関係資料も各会場へ持ち出してしまいますので、この期間中、役場での申告をさせていただきますようお願いいたします。

なお、次の方は2月18日および3月11日から15日の間に、役場で申告して下さるようお願いいたします。

- ・ 受付対象地区での申告ができない方
- ・ 不動産等の譲渡所得のある方
- ・ 住宅借入金等特別控除等のある方
- ・ 医療費控除のある方

申告相談の日程と会場

月 日	受 付 時 間	会 場	受 付 対 象 地 区
2月18日(月)	午前9時30分～午後4時	役場2階大会議室	下記の会場で都合の悪い方
19日(火)	午前9時30分～午後0時30分	身形神社社務所	常沢
20日(水)	午前9時30分～午後3時	高齢者生きがいセンター	宿・在家二
21日(木)	午前9時30分～午後3時	高齢者生きがいセンター	在家一
22日(金)	午前9時30分～午後0時30分	秋平公会堂	秋平
25日(月)	午前9時30分～午後3時	コミュニティセンター「やまなみ」	川下・川上
26日(火)	午前9時30分～午後0時30分	役場2階大会議室	向堀
27日(水)	午前9時30分～午後3時	役場2階大会議室	奥沢
28日(木)	午前9時30分～午後3時	ふれあいセンター槻川	坂本下・坂本中
3月1日(金)	午前9時30分～午後3時	ふれあいセンター槻川	新井・柴・栗和田
4日(月)	午前9時30分～午後3時	ふるさと館	居用・堂平・白石
5日(火)	午前9時30分～午後3時	ふるさと館	上ノ貝戸・井戸・大宝
6日(水)	午前9時30分～午後0時30分	白石農村センター	白石
7日(木)	午前9時30分～午後3時	皆谷集落センター	皆谷下
8日(金)	午前9時30分～午後3時	八重蔵集会所	皆谷上
11日(月)	午前9時30分～午後4時	役場2階大会議室	○上記会場で申告ができなかった方 ○譲渡所得、医療費控除、住宅借入金等特別控除を受けられる方
12日(火)			
13日(水)			
14日(木)			
15日(金)			

- ◆ 譲渡所得・住宅借入金（取得）等特別控除のある方は、売買契約書等のコピーが必要になりますので**必要書類を事前に用意し、ご持参ください。必ず税務署または役場会場で申告してください。**
- ◆ 社会保険料（国民年金）控除を受ける場合は、「控除証明書」または「領収証書」が必要です。
- ◆ 申告をしていないと所得課税証明書等の発行、また国保税の軽減、国民年金保険料の免除申請などができなくなる場合もありますので、所得がない場合でも申告をしてください。
- ◆ **公的年金等の合計収入金額が400万円以下で、かつ、これに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であっても住民税の申告をしてください。**
- ◆ **税務署から確定申告書が送られてきた方は、所得の有無にかかわらず必ずその申告書で確定申告をしてください。**

住民税の申告

平成25年1月1日現在、東秩父村に住所のある方で、平成6年4月1日以前に生まれた方（19才以上）は所得の有無にかかわらず申告をしていただくこととなります。

ただし、収入が給与所得だけで勤務先から給与支払報告書が提出されている方、税務署に所得税の確定申告をする方は原則として申告の必要はありません。なお、村では、事前に各家庭に申告書をお送りしますので、所得がない方も各種証明書の資料となるため、ご提出くださいますようお願いいたします。

所得税の確定申告

所得税は、皆さん自身が税法に従って自分の所得と税額を正しく計算し、期限内に申告、納税するという「申告納税制度」を採用しています。

確定申告をしななければならぬ方が申告しなかったり、誤った申告をしますと、後で不足の税金を納めるだけでなく、不足税額の15%または10%の加算税が課される場合があります。さらに、延滞税も納めなければならぬこととなります。

（次ページに続く）